

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年9月2日
【事業年度】	第62期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）
【会社名】	あかつきフィナンシャルグループ株式会社
【英訳名】	Akatsuki Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 島根 秀明
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小舟町8番1号
【電話番号】	03-6821-0606（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経営企画部長 川中 雅浩
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋小舟町8番1号
【電話番号】	03-6821-0606（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経営企画部長 川中 雅浩
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年6月28日に提出いたしました第62期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）有価証券報告書の記載内容の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものがあります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況等

##### (1) コーポレート・ガバナンスの状況

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

ト．社外取締役及び社外監査役

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) コーポレート・ガバナンスの状況

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

ト．社外取締役及び社外監査役

##### (訂正前)

当社の社外取締役である小林祐介は、これまで培ってきたビジネス経験及び経営経験を当社の経営に生かすことを目的に選任しております。当該取締役は、当社においては会社法第2条第15項に定める社外取締役であり、業務執行を直接担当することなく経営者の業務執行について会社利益の最大化に向けて適正に行われているかを監督しており、会社利益の最大化は一般株主の利益にも適うことであり、一般株主と利益相反が生じる可能性は低く、当該社外取締役の独立性は高いものと考えております。

当社の社外監査役である小西克憲及び阿部秀雄は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な見識を有しており、その見識を生かし当社取締役の業務執行を監視することを目的に選任しております。当社の社外監査役である田名網一嘉は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、当社の社外監査役である安東恭一は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。当該監査役は、当社及び当社グループ各社においては会社法第2条第16項に定める社外監査役であり、業務執行に直接関与しない役員として、会社からの独立性の高い立場として、経営者の業務執行が会社利益の最大化に向けて適正及び適法に行われていることについて、他のステークホルダーに代わって説明を受けて納得することで、経営者の業務執行の適正性について信頼を寄せる効果を期待しており、一般株主と利益相反が生じる恐れは無く、当該社外監査役の独立性は高いものと考えております。

また、一般株主との間で利益相反が生じるおそれがなく、当社からの独立性を有している独立役員として社外監査役の田名網一嘉を指定しております。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを基本的な考え方として、選任しております。

当社と社外取締役及び社外監査役との間に、記載すべき利害関係はありません。

(訂正後)

当社の社外取締役である小林祐介は、これまで培ってきたビジネス経験及び経営経験を当社の経営に生かすことを目的に選任しております。当該取締役は、当社においては会社法第2条第15項に定める社外取締役であり、業務執行を直接担当することなく経営者の業務執行について会社利益の最大化に向けて適正に行われているかを監督しており、会社利益の最大化は一般株主の利益にも適うことであり、一般株主と利益相反が生じる可能性は低く、当該社外取締役の独立性は高いものと考えております。

当社の社外監査役である小西克憲は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な見識を有しており、その見識を生かし当社取締役の業務執行を監視することを目的に選任しております。当社の社外監査役である田名網一嘉は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、当社の社外監査役である安東恭一は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。当該監査役は、当社及び当社グループ各社においては会社法第2条第16項に定める社外監査役であり、業務執行に直接関与しない役員として、会社からの独立性の高い立場として、経営者の業務執行が会社利益の最大化に向けて適正及び適法に行われていることについて、他のステークホルダーに代わって説明を受けて納得することで、経営者の業務執行の適正性について信頼を寄せる効果を期待しており、一般株主と利益相反が生じる恐れは無く、当該社外監査役の独立性は高いものと考えております。

また、一般株主との間で利益相反が生じるおそれなく、当社からの独立性を有している独立役員として社外監査役の田名網一嘉を指定しております。

当社において、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった機能及び役割が期待され、一般株主と利益相反が生じる恐れがないことを基本的な考え方として、選任しております。

なお、社外取締役である小林祐介は、株式会社アエリアの代表取締役社長であり、また社外監査役である田名網一嘉は同社の社外監査役であります。株式会社アエリアは、平成24年3月31日現在で当社の株式2,738千株（所有比率4.60%）を所有する株主であり、当社は同社からの借入が614百万円あり、同社に対して発行した転換社債型新株予約権付社債の残高が500百万円あります。また、同社より子会社であるあかつき証券株式会社が有価証券の委託取引等を受注しております。同社との取引については、その他の会社との取引条件と同様の条件となることを基本とし決定しており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

また、社外監査役である小西克憲は、当社の子会社であるあかつき証券株式会社の社外監査役であります。あかつき証券株式会社は、当社の100%子会社であり、当社は同社より経営指導料の受取や金銭消費貸借契約及び使用人の出向契約の締結等がありますが、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

上記以外に、社外取締役及び社外監査役が役員である会社等と当社の間には、特別な利害関係はありません。

内部監査と監査役会の連携につきましては、内部監査について、適宜、内部監査担当より監査役へ報告及び意見交換を行っております。会計監査人とは、内部監査担当は財務報告に係る内部統制に関する事項を中心とする情報交換を適宜行い、監査役会は年間監査計画の説明や、四半期及び本決算時の監査結果等の説明を受けており、経営上の課題及び問題点については、必要に応じて情報の共有・協議を行っております。また、社外取締役又は社外監査役は、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。